

保護者が同伴しない場合の同意書

※小学校6年生および12歳の中学1年生は、保護者の同伴が必須です。

保護者が同伴しない場合は、この同意書太枠内の保護者署名と、マイナポータル上の予診票の同意が必要になります。

【保護者の方へ】

この同意書は、接種日時時点で13歳以上満15歳の方が、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防ワクチン）定期予防接種を受ける時に、保護者が同伴しない場合に必要となるものです。

定期予防接種は原則として保護者の同伴が必要ですが、以下の条件すべてに該当する場合は、満16歳未満の方のみで接種を受けることが可能です。（実施医療機関への予約時に、接種の際に保護者が同伴しないことを伝えてください。）

【保護者の同伴なしで接種ができる条件】

- ① 接種日当日お子様の年齢が13歳以上である。
- ② 保護者が、裏面の説明をよく読み、その内容を十分理解し、納得した上で、お子様に接種を受けさせることを希望している。
- ③ 保護者が、マイナポータル上の予診票上で接種の同意をしている。
- ④ 保護者が、マイナポータル上の予診票の質問事項をもれなく回答している。
- ⑤ 保護者が下記の同意書に自署している。

同 意 書

裏面の「ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防ワクチン）の予防接種を受けるに当たっての説明」を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性および予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、子どもの病歴・健康状況・接種当日の体調等を考慮し、子どもに接種させることに同意します。

なお、本説明書は、保護者の方の予防接種に対する理解を深める目的のために作成されたことを理解した上で、この同意書が小千谷市に提出されることに同意します。

年 月 日

保護者氏名（自署）：

住所：小千谷市

緊急連絡先Tel：

接種を受けるお子様の氏名：

医療機関の方へ

○満13歳以上15歳のお子様は保護者のマイナポータル上の同意と本用紙の同意書に自署があれば、保護者の同伴なく予防接種を受けることができます。満16歳以上の方は保護者の同意なく接種することができます。

○接種後、この同意書は請求書とともに小千谷市に提出してください。

ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防ワクチン)の予防接種を受けるに当たっての説明

○保護者の方へ:必ずお読みください。

【予防接種の対象となっている13歳以上16歳未満のお子様の保護者の方へ】

これまで、お子様の予防接種の実施に当たっては、保護者の同伴が必要となっていました。13歳以上16歳未満の方へのヒトパピローマウイルス感染症の予防接種については、保護者がこの予診票の記載事項を読み、理解し納得してお子様へ予防接種を受けさせることを希望する場合、マイナポータル上の予診票上での接種の同意と併せて、裏面の保護者の自筆署名欄に保護者が署名することによって、保護者が同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができるようになりました(当日はお子様にご用紙を必ず持参させてください)。

なお、13歳未満の場合は必ず保護者の同伴が必要です。

接種を受けさせることを判断する際に疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医等に確認して、十分納得したうえで署名してください。署名がなければ接種は受けられません。

○接種を受ける方並びに保護者の方へ:必ずお読みください。

接種を受けるにあたって、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医等に確認して、十分納得したうえで、接種を受けるようにしてください。

1 ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症の症状について

ヒトパピローマウイルスは皮膚の粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類に分類されています。これらのうち主に粘膜に感染する種類は、性行為を介して生じる表皮の微小なキズから、生殖器粘膜に侵入して感染するウイルスであり、海外においては性活動を行う女性の50%以上が、生涯で一度は感染すると推定されています。

粘膜に感染するHPVのうち少なくとも15種類は子宮頸がんから検出され、「高リスク型HPV」と呼ばれています。高リスク型HPVの中でも16型、18型と呼ばれる2種類は特に頻度が高く、海外の子宮頸がんの発生の約70%に関わっていると推定されています。また、子宮頸がん以外にも、海外において少なくとも90%の肛門がん、40%の膣がん・外陰部がん・陰茎がんに関わっていると推定されています。その他、高リスク型に属さない種類のもは生殖器にできる良性のイボである尖圭コンジローマの原因となることが分かっています。

2 予防接種の効果と副反応について

ワクチンの中には、いくつかの種類ヒトパピローマウイルス(HPV)のウイルス成分が含まれており、予防接種を受けたお子様は、これらに対する免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、HPVにかかることを防ぐことができます。ただし、予防接種により軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

ヒトパピローマウイルスワクチンの主な副反応

主な副反応は、発熱や局所反応(疼痛、発赤、腫脹)です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後30分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

稀に報告される重い副反応としてはアナフィラキシー様症状(ショック症状、じんましん、呼吸困難など)、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病(紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等)、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)等が報告されています。

※詳しくは、厚生労働省作成のリーフレットなどもご確認ください。

3 予防接種による健康被害救済制度について

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

○健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けとることができます。

4 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。また、接種される方が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱(通常37.5℃以上をいいます)がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。